

2002.10.2

## 水位管理 WG のまとめ（案）

現在、琵琶湖及び各ダムの水位管理は、各々の操作規則によって行われているが、環境が悪化しており改善が必要である。  
以下次のとおり。

- 1 . 平成9年の河川法改正によって、河川の管理については治水・利水以外に環境についても配慮することが定められたが、現在の操作規則は、平成9年の河川法改正以前に定められたものであり、環境への配慮が十分とは言えない。河川法改正の精神にのっとり、現操作規則を環境への配慮を盛り込んだものに見なおす必要がある。
- 2 . 現操作規則を適用するダム等は、近畿地区の広い範囲に分布しているにもかかわらず、水位変更がすべて同時期に設定されている。夫々のダム等は、治水・利水・環境等それぞれ立地条件に違いがあることを、各々の設備毎に考慮する必要がある。
- 3 . 操作規則は、治水対策の進捗、利水環境の変化および生態系などの自然条件の変化に伴う検討を定期的（例えば、3～5年ごと）に行い、必要があれば見直しを実施すべきである。また、この検討のためのモニタリングを継続的に実施することとし、そのために必要な項目・頻度を設定する。